

山形県教育局生涯教育・学習振興課管理に係る制作物の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県教育局生涯教育・学習振興課が管理するホームページ、映像、写真、記事、その他の制作物（以下「制作物」という。）を生涯教育・学習振興課以外の者が使用する場合の手續等に関し必要な取り扱いを定める。

(使用対象)

第2条 使用対象となる制作物は、次に掲げる広報媒体等において掲載されたものとする。

- (1) ふるさと塾アーカイブス
- (2) 郷土を知る情報ポータルサイト
- (3) その他生涯教育・学習振興課で管理している制作物（山形県庁ホームページ上でダウンロード可能な制作物は除く）

(使用申請)

第3条 制作物について使用を希望する者は、山形県教育局生涯教育・学習振興課制作物使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して生涯教育・学習振興課長に提出しなければならない。ただし、主に学校等で、学習目的に使用する場合はその限りではない。

(使用承認)

第4条 生涯教育・学習振興課長は前条の規定により申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、制作物の使用を承認する。

- (1) 法令等に違反するおそれがあると認められるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (3) 専ら営利を目的とすると認められるもの
- (4) 専ら政治又は宗教活動を目的とすると認められるもの
- (5) 県のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 肖像権又は著作権を侵害するおそれがあるものと認められるもの
- (7) 前1号から6号に掲げるもののほか、生涯教育・学習振興課長が使用について不適当と認めるもの

(使用条件)

第5条 使用承認を受けた者は、制作物の使用に際して原則として「提供：山形県教育局生涯教育・学習振興課」と表示すること。

- 2 制作物を加工処理して使用する場合は生涯教育・学習振興課長に協議すること。
- 3 使用後は速やかに使用状態を示す現物（ホームページ URL 等を含む。）又は写真等を生涯教育・学習振興課長に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 使用料は徴収しない。ただし、著作権等使用許諾手続きにおいて著作権使用等が必要となった場合は、申請者と権利者の間でその取り決めを行うものとする。

(使用承認の取り消し)

第7条 生涯教育・学習振興課長は、制作物の使用がこの要領及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。違反した使用者は、速やかに公開データを削除しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、生涯教育・学習振興課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年9月2日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。